

菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱

制定 平成21年菊川市告示第43号
改正 平成23年菊川市告示第151号
改正 平成24年菊川市告示第60号
改正 平成27年菊川市告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、地域コミュニティの推進及び地域の活性化を図るため、地域づくり活動を実施する地域づくり団体及びコミュニティ協議会（以下「まちづくり団体」という。）に対し、予算の範囲内において、菊川市1%地域づくり活動交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり活動とは、市民が自発的かつ主体的に取り組む公益的な活動をいう。
- (2) 地域づくり団体とは、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、継続的に地域づくり活動を行うことができるものをいう。
 - ア 市民が主体となつて組織し、運営していること。
 - イ 市内を活動の拠点とし、構成員が10人以上いること。
 - ウ 営利を目的としないものであること。
 - エ 宗教又は政治活動を目的としないものであること。
- (3) コミュニティ協議会とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - ア おおむね一つの小学校区を活動拠点とし、当該区域内のすべての自治会を構成団体に含むこと。
 - イ 当該区域内の住民が、その団体の活動に、自由に参加することができるものであること。
 - ウ その団体の組織、会議、会計の管理等について、規約等を定め、適正な運営を行っているものであること。

(交付対象活動)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、まちづくり団体が行う地域づくり活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、まちづくり団体が、当該地域づくり活動について同一年度において市その他の地方公共団体、国又は公益法人等の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、交付対象活動としないものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動に直接要する経費とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費については、交付対象経費としない。
 - (1) 事務所等の維持管理に要する経費
 - (2) 賞品、記念品等の報償費

- (3) 謝礼金及び人件費（講師、専門家等の謝礼金は除く。）
- (4) 旅費（講師、専門家等の旅費に係る旅費を除く。）
- (5) 食糧費（講師、専門家等の食糧費、会議の茶菓子等を除く。）
- (6) 備品購入費（購入額10万円以下の少額な備品を除く。）
- (7) その他市長が適当でないとした経費
（交付金の額等）

第5条 前条の交付対象経費に対する交付金の額は、次の表の左欄に掲げる団体区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる交付率等により算定した額とし、同表の右欄に掲げる交付決定の方法により当該交付金を交付するものとする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

団体区分	交付率等		交付決定の方法
	交付率	交付金の限度額	
地域づくり団体	4分の3以内	300,000円	1年度につき1回とする。
コミュニティ協議会	10分の10以内	1,000,000円（六郷地区コミュニティ協議会にあつては、2,000,000円）	1年度につき1回とする。

（交付の申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書（様式第2号）
- (3) 活動収支予算書（様式第3号）
- (4) 購入予定備品調書（様式第4号）
- (5) 団体概要書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

（交付の決定の通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、別に定める審査基準に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市1%地域づくり活動交付金交付決定（概算払承認）通知書（様式第6号）により当該申請者に対し、通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、交付金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該年度の事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金実績報告書(様式第7号)
- (2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書(様式第8号)
- (3) 活動収支決算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の実績報告書は、事業完了後速やかに1部提出しなければならない。

(交付の確定の通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付金を確定し、当該申請者に対し、菊川市1%地域づくり活動交付金交付確定通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(請求の手続)

第11条 交付金の交付の請求を行おうとするものは、請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付金確定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(概算払い請求の手続)

第12条 交付金の交付の概算払の請求を行おうとするものは、概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の概算払請求は、交付金の交付決定通知書を受領した日以後において、概算払を必要とする日の30日前までに1部提出しなければならない。

(公表等)

第13条 市長は、第7条の規定による交付を決定したときは、速やかに、当該申請者の団体名、交付対象活動等について公表するものとする。

2 申請者は、市が開催する発表会において、交付対象活動の計画及び実績を発表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成29年度までの分の交付金に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 団体名
代表者 氏 名 印

年度において菊川市1%地域づくり活動交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体区分 地域づくり団体 ・ コミュニティ協議会
※どちらかに○印

2 活動総称(テーマ)

3 総事業費 _____ 円

4 対象経費合計額 _____ 円

5 交付申請額 _____ 円

6 活動実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 添付書類

(1) 活動一覧表（任意様式）

(2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書（様式第2号）

(3) 活動収支予算書（様式第3号）

(4) 購入予定備品調書（様式第4号）

(5) 計画内容がわかる資料

ア チラシ等の案又は過去の活動で作成したチラシ状況写真等

イ その他市長が指示した資料

(6) 団体概要書（様式第5号）

(7) 団体の運営状況がわかる資料

ア 団体の規約・会則・定款等の写し、団体の役員名簿又は構成員名簿

イ その他市長が指示した資料

(注) 交付申請書類は、原則公開となります。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書

活動No.	活動名	新規・継続
活動を実施する背景・目的・ニーズ等		
活動の内容 ※時期、場所、参加対象、想定人数、実施内容など、具体的に記入すること。 (別紙可)		
前年度の反省に基づく改善点等 ※継続事業の場合は必ず明記すること。		
周知の方法 ※該当するもの全てに○印	1 チラシの配布 2 自治会回覧 3 ポスター掲示 4 広報菊川へ掲載 5 マスコミ 6 ホームページ 7 ツイッター、Facebook等 8 その他 ()	
この活動により期待される効果		
この活動における協働相手		
特にアピールしたいこと ※公共性、独自性、協働内容など。		

様式第3号（第6条、第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 活動収支予算書（収支決算書）

活動No.	活動名	
-------	-----	--

1 収入の部

項目	金額(円)	内訳・説明
1%交付金		対象経費(円) × 交付率(/)
合計		

2 支出の部

項目	内訳・説明	事業経費(円)	内対象経費(円)
小計			
合計			

(注) 支出の部に書ききれない場合は、別紙にまとめて添付すること。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 購入予定備品調書

活動No.	活動名	
備品名及び数量		
価格又は合計額		
購入理由 (必要性・効果)		
貸出しの可・不可	可 ・ 一部可 ・ 不可	
添付書類		

見積書等貼り付け場所

(別紙でも可)

(注)

- 1 この調書は、税込5万円以上の備品を購入する場合、もしくは購入する備品の合計額が5万円以上となった場合に、1活動につき1枚添付する。複数の備品も1枚にまとめて記入する。
- 2 見積書とカタログ等を添付すること。

様式第5号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 団体概要書

(フリガナ) 団 体 名			
代表者職氏名			
所 在 地	〒 _____		
設立年月	年 月	構成員人数	人(年 月 日現在)
団体の設立趣旨			
団体の目指す将来像及び目標			
1%交付金を活用した主な活動実績や計画			
1%交付金対象活動以外の活動実績や計画			
1%交付金以外に補助・委託等を受けた実績等			
担当者連絡先 (公開・非公開) ※どちらかに○印	氏 名	(役 職)	
	住 所	〒 _____	
	電 話		
	F A X		
	携帯電話		
	メールアドレス		

様式第6号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金交付決定（概算払承認）通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 閣

年 月 日付けで申請があった菊川市1%地域づくり活動交付金の交付について、次のとおり決定します。

なお、概算払については、3のとおり承認します。

1 交付金の対象となる事業

(1) 活動総称

(2) 活動内容

採択：交付申請書に記載されたとおりとする。

条件付採択：一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 交付決定金額は、金 円とする。

3 承認の内容

(1) 金額 円

(2) 理由

4 交付の条件

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱を遵守すること。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
菊川市1%地域づくり活動交付金実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 団体名
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け第 号により交付金の交付の決定を受けた 年度菊川市1%地域づくり活動交付金事業が完了したので、その実績について関係書類を添えて報告します。

1 活動総称(テーマ)

2 交付決定額 _____円

3 1%交付金額 _____円

4 活動実施期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

5 添付書類

(1) 活動一覧表（任意様式）

(2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書（様式第8号）

(3) 活動収支決算書（様式第3号）

(4) 活動の状況や内容がわかる資料

ア 交付対象経費の領収書の写し（A4版に、項目別にまとめて添付）

イ 企画書、チラシ、ポスター等（コピー可）

ウ 活動の状況がわかる写真（A4版にまとめて添付）

(注) 実績報告書類は、原則公開となります。

様式第8号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書

活動No.	活動名	新規・継続
<p>活動の内容</p> <p>※時期、場所、参加対象、参加人数、実施内容など、具体的に記入すること。 (別紙可)</p>		
<p>活動の成果や効果</p>		
<p>活動の反省点</p>		
<p>今後の展望や予定</p>		
<p>この活動における協働相手</p>		
<p>特にアピールしたいこと</p> <p>※公共性、独自性、協働内容など。</p>		

様式第9号（第10条関係）

菊川市1%地域づくり活動交付金交付確定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 圃

年 月 日付け 第 号により決定した菊川市1%地域づくり活動交付金の交付
について、次のとおり確定します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

様式第10号（第11条、第12条関係）（用紙 日本工業規格A 4縦型）
請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定（決定）を受けた菊川市1%地域づくり活動交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所又は所在地

団 体 名

代表者氏名

⑩

口座振替先	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他（ ）
金融機関名	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				